

チルドミートボールの日本農林規格の一部を改正する件新旧対照条文

○ チルドミートボールの日本農林規格（昭和62年9月5日農林水産省告示第1238号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成20年8月29日農林水産省告示第1358号）				旧			
（チルドミートボールの規格） 第3条 チルドミートボールの規格は、次のとおりとする。				（チルドミートボールの規格） 第3条 チルドミートボールの規格は、次のとおりとする。			
区 分		基 準		区 分		基 準	
		上 級	標 準			上 級	標 準
（略）		（略）	（略）	（略）		（略）	（略）
原材料	（略）	（略）	（略）	原材料	（略）	（略）	（略）
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～11（略） 12 加工でん粉 <u>アセチル化アジピン酸架橋デンブ ン、アセチル化リン酸架橋デン ブン、アセチル化酸化デンブン、 オクテニルコハク酸デンブ ンナトリウム、酢酸デンブン、酸化デン ブン、ヒドロキシプロピルデンブ ン、ヒドロキシプロピル化リン酸 架橋デンブン、リン酸モノエステ ル化リン酸架橋デンブン、リン酸 化デンブン及びリン酸架橋デンブ ン</u>	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～13（略） 14 加工でん粉 <u>上級の基準と同じ。</u>		食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～11（略）	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1～13（略）
（略）		（略）	（略）	（略）		（略）	（略）